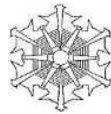


第2期恵庭市消防基本計画（案）

（計画期間：令和8（2026）年度～令和17（2035）年度）



恵庭市消防本部

目 次

1. 計画の考え方

（1）計画の趣旨	1
（2）計画策定の視点	1
（3）計画の位置づけ	1
（4）計画の期間	1
（5）計画の体系図	2

2. 重点施策について

（1）重点施策Ⅰ 消防体制の整備	3
（2）重点施策Ⅱ 救急体制の整備	3
（3）重点施策Ⅲ 防火対策の促進	3

3. 推進項目について

重点施策Ⅰ 消防体制の整備	
・推進項目1 組織運営	4
・推進項目2 働きやすい職場環境づくり	5
・推進項目3 消防体制	6
・推進項目4 消防団	7
・推進項目5 消防庁舎・車両	8
・推進項目6 消防水利	9
・推進項目7 消防資機材	10
・推進項目8 個人安全装備品	11

重点施策Ⅱ 救急体制の整備

・推進項目9 救急体制	12
・推進項目10 救急資器材	13
・推進項目11 救急需要対策	14
・推進項目12 応急手当・AED公表制度	15

重点施策Ⅲ 防火対策の促進

・推進項目13 予防体制	16
・推進項目14 立入検査・違反是正	17
・推進項目15 火災原因調査	18
・推進項目16 防火広報・啓発活動	19

4. 重点施策の指標一覧	20
--------------	----

1. 計画の考え方

(1) 計画の趣旨

恵庭市消防本部では、「第5期恵庭市総合計画」で掲げる目標の推進に向け、これまで「恵庭市消防基本計画(平成31年度～令和7年度)」を策定し、同計画に基づき消防行政の運営に取り組んできました。

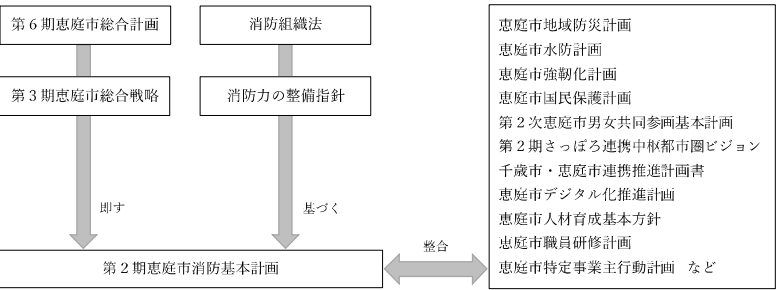
令和8年度から「第6期恵庭市総合計画」が掲げる基本目標「自然と共生し 誰もが安全安心に暮らせる 市民主体のまち」を踏まえ、恵庭市消防基本計画の推進にあたり明らかになった課題に引き続き取り組むとともに、今後10年間の方向性を具体的に示すため、「第2期恵庭市消防基本計画(以下「本計画」という。)」を策定し、計画的な消防行政の運営を進めていきます。

(2) 計画策定の視点

重点施策ごとに成果指標を設定し、達成度を公表することによって、市民にわかりやすい計画とします。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、消防組織法、消防力の整備指針(消防庁告示:市町村が火災予防、救急、救助などの消防業務を確実に遂行するために必要な施設や人員について目標となる水準)に基づき、本市の最上位計画である「第6期恵庭市総合計画」に即して策定するものです。なお、「恵庭市地域防災計画」などと整合性を保ち、施策の方向性を明確にし、消防分野における各重点施策の展開を示した計画です。

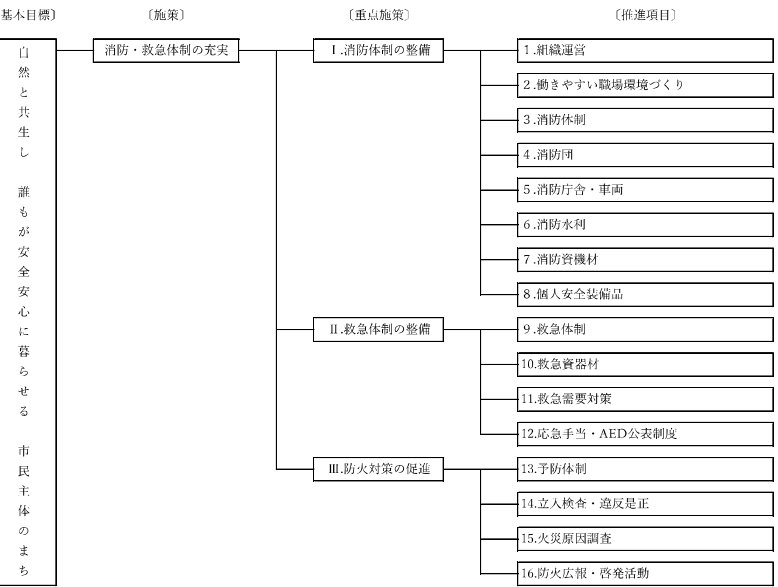


(4) 計画の期間

本計画の期間は、「第6期恵庭市総合計画」と同じく、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、実施計画と同様に2年ごとに見直すことで、より実効性を持たせるとともに、PDCAサイクルによる計画の管理と重点施策の検証・評価を行います。

(5) 計画の体系図

本計画では、「第6期恵庭市総合計画」に掲げる基本目標「自然と共生し 誰もが安全安心に暮らせる 市民主体のまち」を踏まえ、「消防・救急体制の充実」の実現に向けて、消防・救急体制の整備および防火対策の推進を図ります。あわせて、3つの重点施策と16の推進項目を掲げ、課題を整理した上で、目指す方向性と今後進めるべき取組を定めます。



2. 重点施策について

(1) 重点施策Ⅰ 消防体制の整備

気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化や、技術革新といった複雑な要素が絡み合う現代社会の背景から、持続可能な消防力の整備は全国で重要な課題となっています。

本市においても、先進技術の活用や消防業務のDX化、広域応援体制の連携強化を引き続き推進すると共に、庁舎、水利、車両、資機材などの老朽化を考慮し、計画的な維持管理及び更新整備が必要となります。

また、若年人口の減少に伴い、消防職団員の人材確保が困難になることから、質の高い人材を確保するとともに、人材育成、職場環境整備、組織体制の構築が求められています。

(2) 重点施策Ⅱ 救急体制の整備

全国的に人口減少社会が進む中、本市は人口が増加している数少ないまちです。しかし、今後さらに、65歳以上の高齢者人口割合が増加していくことが見込まれています。人口構成の変化に伴う社会基盤の変化は、応急手当の担い手の減少など、地域の救急体制にも影響を及ぼします。

本市の救急出動件数は増加傾向にあり、出動可能な救急車の台数が不足し、救急車の現場到着時間の延伸などの対策が課題となっています。

このような救急需要の増加に対応しながらも、質の高い救急業務を提供できるよう、救急隊員の教育や応急手当が普及した地域づくり、医療機関との連携強化、先進技術の活用や救急業務のDX化、救急車の適正利用などを推進する取り組みが必要です。

(3) 重点施策Ⅲ 防火対策の促進

全国における各年の出火件数をみると、長期的に減少傾向で推移していますが、近年はおおむね横ばいとなっており、令和7年の火災による死者は、住宅火災での発生が最も多く、火災による死者数のうち高齢者（65歳以上）が74.2%を占めています。また、近年は規模の大きな林野火災も多く発生しています。

本市も毎年、火災が発生しており、令和3年から令和7年の5年間で、火災件数は129件、火災に伴う死傷者数は15名となっています。今後も火災の原因調査をはじめ、消防団や防火団体及び自主防災組織などと協力して、市民の防火意識を高め、効果的な広報・啓発活動による防火対策の促進をしていくとともに、事業所における消防法令違反を未然に防ぎ、火災による被害を軽減する取り組みの推進が必要です。

3. 推進項目について

重点施策Ⅰ 消防体制の整備

推進項目1 組織運営

現況と課題

本市の消防職員（再任用を除く）は104名（令和7年度）であり、「消防力の整備指針」における基準数を下回っていることから、消防隊・救助隊の隊員数を減じた運用や特殊車両の乗換運用など、限られた人員を有効に活用した効果的な消防行政の推進に努めています。一方で、職員研修や救急救命士の教育研修などにより慢性的な人員不足に陥っています。

また、定年延長や消防職員の年齢構成の偏りにより、令和8年度から令和15年度までの定年退職者は1名にとどまり、6年間にわたり新規採用者を確保できない状況にあります。その結果、消防職員の平均年齢は令和2年度の35.3歳を境に上昇傾向にあり、令和17年度には46.8歳に達すると推定され、職員間の年齢構成に大きな隔たりが生じることで、計画的な人事配置や人材育成が困難となり、消防力の低下や行政サービスへの支障が懸念されます。

さらに、少子高齢化や人口減少に伴い、消防力の小規模化が進む恐れや、全国的に消防職の受験者数が減少（平成27年度65,685名から令和5年度37,738名）し、採用競争の激化や地方における採用難が顕在化していることから、本市においても将来的な採用難も懸念されます。

消防需要に的確に対応するため、適切な組織運営を行うとともに、「第四次北海道消防広域化推進計画」を踏まえ、本市を含む石狩振興局管内の実情に即した消防力の維持・強化や広域化など共通課題の解決に向けた検討を進めていく必要があります。

目指す方向性

- 質の高い行政サービスを将来にわたり安定的に供給できる体制を確保するため、職員の年齢構成を是正する必要があります。退職者補充を原則として、採用する中で職員の年齢構成の平準化を図ります。【業務推進課】
- 消防本部の規模を引き上げることで、行財政上の様々なスケールメリットを活かし、消防力の維持・強化のための連携・協力及び消防広域化体制などの構築を推進します。【総務課】

具体的な取組み

- 消防職員の歪な年齢構成の是正に向けて検討【業務推進課】
- 石狩振興局管内5消防本部における検討委員会で連携・協力に向けた審議【総務課】

重点施策Ⅰ 消防体制の整備

推進項目2 働きやすい職場環境づくり

現況と課題

誰もがそれぞれの事情に応じて柔軟に働き続けられる社会を実現するため、「働き方改革」や生活と仕事の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の考え方が、これまで以上に重要視されています。

こうした流れを踏まえ、男性職員の育児休業取得の促進や、女性消防職員のキャリア形成を支援するとともに、ライフステージに応じて柔軟な働き方が可能となる労働環境の整備が重要です。

また、職務上の地位や人間関係など、職場内での優位な立場を背景として行われる暴力的な言動や嫌がらせなどのハラスメントは、相手の尊厳や人格を侵害する行為であり、決して許されるものではありません。すべての職員が年齢や性別にかかわらず互いを尊重し合い、健全な職場環境を確保するとともに、ハラスメントの防止に努める必要があります。

さらに、不適切な安全管理や不衛生な設備は、労働災害や体調不良・疾病の原因とおそれがあることから、安全管理・衛生管理の改善と充実、働く人の安全と健康を守るうえで不可欠です。

また、衛生的で快適な職場環境は、職員のストレス軽減やモチベーションの向上にもつながることから、継続的に点検・評価し、その水準を向上させていくことが求められています。

職員の自己都合退職が増加傾向にある中で、早期離職や不必要な人材流出を防止し、職員一人ひとりのエンゲージメント（貢献意欲）を高めることで、長期的に活躍できる職場づくりを進めていくことが重要です。

目指す方向性

- 「恵庭市特定事業主行動計画」に基づき、職員の健康維持、ワーク・ライフ・バランスの充実を図り、良好な職場環境を構築します。【総務課】
- 適切な組織体制の構築を行うため、ハラスメントに関する研修及びアンケート調査などを行い、働きやすい職場を確立します。【業務推進課】
- 職場における衛生管理の改善・充実に努め、職員が働きやすい職場環境を推進します。【総務課】

具体的な取組み

- 子育てや介護に関する各種制度の理解推進【総務課】
- 妊娠中及び出産後に設けられている制度の理解推進【総務課】
- ハラスメント防止の推進【業務推進課】
- 仮眠室用寝具の更新【総務課】

重点施策Ⅰ 消防体制の整備

推進項目3 消防体制

現況と課題

気候変動の影響による自然災害や、社会情勢の変化に伴う複雑多様化する災害などに的確に対応するため、専門知識や技能を備えた消防職員を養成する必要があります。

また、人口減少により人的・財政的な資源に限られる中、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していくため、国は消防組織法を一部改正し市町村の消防の連携・協力に関する基本指針を示しました。この指針の方策である消防指令業務の共同運用を、札幌圏の6消防本部（恵庭市、札幌市、江別市、千歳市、北広島市、石狩北部地区消防事務組合）で検討から約10年の年月を経て令和7年9月に運用を開始しました。今後、更なる救急需要の増加や激甚化・頻発化する自然災害などへの警戒が必要な状況にあり、指令システムの安定的な運用、有事の際の迅速かつ的確な対応及び応援受援体制の強化推進が必要です。

さらに、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ全国の消防機関相互による援助体制を構築するため緊急消防援助隊が創設されました。国内における大規模・特殊災害の発生に際し、消防庁長官の求め又は指示に基づき、被災地の応援を行うことを任務としています。本市においては、救助小隊、救急小隊2隊、後方支援小隊の計4隊を登録し、有事の際の派遣体制を整えています。

一方、北海道においては日本海溝・千島海溝沿周辺海溝型地震の発生が想定され、被災地となる恐れがあり、緊急消防援助隊の受援体制を整える必要があります。

目指す方向性

- 大型自動車免許、小型クレーン・玉掛技能講習修了者などを計画的に養成します。【総務課】
- 消防・救助業務の技能向上を図るため、教育機関へ継続的に研修派遣します。【総務課】
- 消防・救助業務の技能向上を図るため、職場内研修を推進します。【消防救助1・2課】
- 指令システムを安定的に稼働させるため、適正な維持管理体制を構築します。【警防課】
- 6消防本部による消防指令業務の円滑な運用の継続及び圏域内の応援受援体制を充実強化するため、会議体による調整を行います。【警防課】
- 指令システム及び消防救急デジタル無線の次期更新の検討を行います。【警防課】
- 緊急消防援助隊の応援受援体制を構築します。【警防課】

具体的な取組み

- 消防・救助業務における中長期的な研修派遣・資格取得計画の策定【総務課】
- 消防活動の職場内研修の実施【消防救助1・2課】
- 救助活動に関する基準（消防庁告示）に基づく研修の実施【消防救助1・2課】
- 指令システムの適正な維持管理【警防課】
- 指令システムの中間更新項目や次世代システムの検討【警防課】
- 応援受援出動体制に係る調整【警防課】
- 緊急消防援助隊全国訓練、ブロック訓練への参加【警防課】
- 緊急消防援助隊受援計画に基づく訓練実施【警防課】

重点施策Ⅰ 消防体制の整備

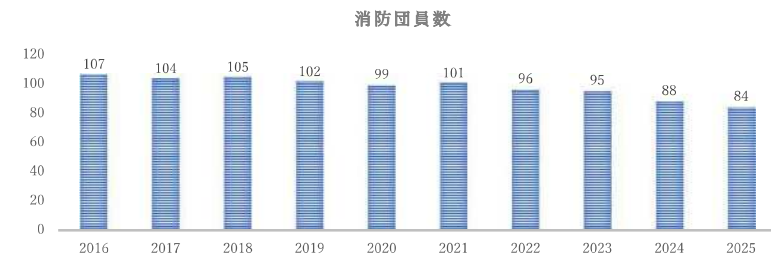
推進項目 4 消防団

現況と課題

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行っています。地域防災力を育むまちを実現するためには、自助・共助・公助が一体となり、消防団を中核とした地域の防災活動を担う多様な主体が相互に連携協力し、災害に強いまちづくりに取り組む必要があります。

本市においても、消防団員が減少傾向であり、農村地域を中心とした若者の流出、地域活動に対する意識の希薄化、被雇用者率の増加などにより、消防団員の確保は困難な状況にあります。

また、道路交通法の一部を改正する法律が平成 29 年に施行され、「準中型自動車免許」が創設されたことにより、新たに普通自動車免許を取得した消防団員は車両総重量 3.5 t 以上の消防ポンプ自動車を運転できない状況です。このような社会情勢や制度改正の影響を踏まえ、限られた資源の中で本市の消防団を今後も継続していくため、消防団の在り方について検討する必要があります。



目指す方向性

- 地域に必要な消防団員を確保するため、幅広い世代や女性への入団促進、消防団資器材の整備、活動環境の整備（男性団員による応急手当の普及促進、女性団員による災害活動など）の検討を行い、持続可能な消防団活動運営に必要な体制の整備を構築します。【総務課】
- 機能別消防団員（特定の活動に限定して参加する消防団員）や学生消防団員など、多様な制度の導入を検討し、若年層の入団を促進します。【総務課】

具体的な取組み

- 消防団の在り方について検討【総務課】
- 市広報媒体を活用した消防団員募集・活動報告などの広報活動の推進【総務課】
- 令和 8 年度 消防団整備資器材（消防団員用防火衣）整備事業【総務課】

重点施策Ⅰ 消防体制の整備

推進項目 5 消防庁舎・車両

現況と課題

恵庭市消防本部の庁舎は、消防総合庁舎（昭和 55 年建築・平成 26 年一部増築）、消防署南出張所（平成 7 年建築）、消防署島松出張所（平成 9 年建築）で構成されています。各施設はいずれも必要に応じて修繕、改修を行いながら機能維持に努めてまいりましたが、建物及び設備の経年劣化が進行しています。建物本体については、外壁、屋上防水、内装などに著しい劣化が見られ、改修や更新を要する箇所が増加しており、空調・給排水・電気などの各種設備においても、設置から長期間が経過している設備が多く、維持管理に係る負担が増加している状況です。

施設の構成は、建築当時の消防体制や業務内容を前提としていることから、近年の消防・救急需要の変化や社会情勢の変化、業務の多様化などに対し、現状の運用との間に一定のずれが生じています。執務空間の配置や動線についても、出動体制や日常業務の流れを踏まえ、より効率的な環境としていく必要があります。このように、現庁舎は建物・設備・機能の各方面において経年に伴う課題を有しており、これらの課題に対応し、市民を守る防災拠点としての機能を将来にわたり安定的に確保していくためには、計画的な施設整備が必要です。

さらに、消防車両は、消防の三要素（人員、消防車両、消防水利）の一つであり、「消防力の整備指針」に準じ整備しています。同指針は人口規模などの要件により目標とすべき消防力の整備水準を示すものであり、本市における消防行政の礎となっております。配置した消防車両などで安定した消防行政を運営していくためには適正な維持管理と更新整備を行っていく必要があります。

目指す方向性

- 省エネルギー基準に適合した空調・給排水・電気設備などの改修を推進します。【総務課】
- 計画的な修繕を行い、施設機能の保持をします。【総務課】
- 各種届出・申請、事前協議などの窓口サービスの利便性を高めるために、来庁する方が利用しやすい庁舎を検討します。【総務課、警防課】
- 障がいの有無や年齢、性別などに関わらず多様な人々が利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに対応した施設となるよう検討します。【総務課、警防課】
- 各隊が効果的かつ効率的に訓練を行える環境整備を推進します。【総務課】
- 車両更新基準に基づいた整備を行い、安定した消防行政を運営します。【警防課】
- 消防用車両の安全基準（平成 19 年 3 月消防車両の安全基準検討会）に基づき、保有車両の適正な維持管理を行います。【警防課】

具体的な取組み

- 令和 8 年度 安全管理用品（安全マット）整備事業【総務課】
- 令和 8 年度 消防ポンプ自動車（第 3 分団）更新整備事業【警防課】
- 令和 9 年度 消防庁舎改修（実施設計）整備事業【警防課】
- 令和 9 年度 水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型（恵庭 2）更新整備事業【警防課】

重点施策Ⅰ 消防体制の整備

推進項目 6 消防水利

現況と課題

本市の消防水利は、「消防水利の基準」（消防庁告示：消防活動に必要な水利の確保を目的としており、貯水量、取水能力、設置場所、構造などに関する要件）に基づき配置しており、市街地の拡張や地理的条件の変化などに応じて順次整備を拡大し、消防水利の充実を図ってきました。

消火栓は、昭和 30 年代以降の都市開発に伴い設置数が増加し、現在、公設消火栓は 791 基（令和 8 年 4 月現在）を設置しています。平成 24 年度から毎年 10 基の更新整備を実施してきましたが、既設消火栓数および経過年数を踏まえ、令和元年度からは毎年 20 基の更新整備を進めています。

一方で、設置から 40 年以上経過している消火栓が 273 基（令和 8 年 4 月現在）あり、経年により災害時に十分な機能を発揮できない可能性があります。このため、経過年数の長い消火栓や機能点検で不良と判定された消火栓について、順次更新整備を行う必要があります。

防火水槽については、都市計画に定める準防火地域のうち商業地域を危険区域指定地域として設定し、これを中心に市内へ公設防火水槽 20 基を配備しています。その他の地域では、市内を横断する河川水を主な水利とし、加えてプールや農業用水などを活用することで、同時多発火災や消火栓の使用不能に備えてきました。

しかし、令和 6 年度能登半島地震などの教訓を踏まえると、震災時には消火栓を使用できないおそれがあるほか、火災が同時多発する可能性も想定されます。大規模市街地火災への拡大を防止するためには水利の確保が不可欠であることから、防火水槽の整備拡大、非耐震性防火水槽の耐震化を進める必要があります。

目指す方向性

- 計画的な消火栓の更新整備を行い、消防水利を維持します。【消防救助 1・2 課】
- 計画的に非耐震性防火水槽を耐震防火水槽へ更新できるよう推進します。【消防救助 1・2 課】
- 大規模災害などが発生した際の水利確保のため、自然水活用に向けて検討を行います。【消防救助 1・2 課】

具体的な取組み

- 消火栓及び防火水槽の適正管理【消防救助 1・2 課】
- 令和 8 年度 消火栓更新整備事業【消防救助 1・2 課】
- 令和 8 年度 防火水槽更新整備事業【消防救助 1・2 課】
- 自然水利の在り方について検討【消防救助課 1・2 課】

重点施策Ⅰ 消防体制の整備

推進項目 7 消防資機材

現況と課題

本市の災害対応状況について、火災出動件数及び交通事故による救助出動件数に大きな変動はないものの、高齢化の進行に伴い、建物内における安否確認事案などによる救助出動は増加傾向にあります。加えて、近年は全国的に地震や豪雨などの自然災害の発生リスクが高まっており、災害は多様化・複雑化しています。こうした状況の中、火災をはじめとする各種災害による被害を最小限に抑えるためには、消防用ホースや空気ボンベなどの消防用資機材に加え、人命救助に使用する救助資機材について、耐用年数及び維持管理の観点を踏まえ、計画的かつ継続的に更新する必要があります。

さらに、退職年齢の延長に伴うベテラン職員の負担軽減も考慮し、先進技術を活用した消防用資機材の導入を検討することで、効果的かつ安全な消防活動の実現が必要です。

また、災害対応における無人航空機（以下「ドローン」という。）の活用について、国内で発生した地震災害をはじめとする自然災害や大規模な林野火災など、国において一定の有用性が認められ、全国の消防本部にドローンの導入、活用推進が進められています。本市では平成 30 年度にドローンを整備し、火災出動での延焼範囲の確認や火災原因調査、行方不明者捜索などの災害対応、更には観光プロモーション撮影など全庁的な業務に活用しています。令和 7 年度には国が示す災害用ドローンとしての要件を具備する機体を更新整備し、災害活動における活用の拡大が求められています。

今後において、ドローンの更なる活用拡大を目指し、運用体制や活動内容の検討を行っていく必要があります。

目指す方向性

- 消防用資機材を計画的に更新整備します。【消防救助 1・2 課】
- 安全確実な災害対応、早期災害終息のため、積極的にドローンを災害現場へ投入していきます。【警防課、消防救助 1・2 課】
- 先進技術を活用した消防用資機材の導入と効率的な現場対応を追求します。【警防課、消防救助 1・2 課】

具体的な取組み

- 令和 8 年度 消防用資機材整備事業【消防救助 1・2 課】
- ドローンの適正な維持管理【警防課】
- ドローン操縦者の内部養成【消防救助 1・2 課】
- 次世代の資機材整備の研究、検討【警防課、消防救助 1・2 課】

重点施策Ⅰ 消防体制の整備

推進項目 8 個人安全装備品

現況と課題

消防需要に的確に対応し、災害現場において消防職員が安全に活動するためには、個人に貸与している安全装備品についても、計画的な更新を進めていく必要があります。

また、火災の煙や煤（すす）には発がん性物質が含まれ、これらへの慢性的な曝露により、一部のがんリスクが高まることが報告されています。消防職員の健康を守るためには、防火衣や防火フード、手袋などにより皮膚の露出を最小限に抑えることが重要とされているとともに、職員の生命を守る観点から、常に適正な装備品が貸与され、適切に維持管理されていることが不可欠です。

消防職員の防火衣については、消防庁の「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」の基準を満たすよう、「恵庭市消防吏員防火衣更新整備計画」に基づき更新を進めていますが、国のガイドラインが令和 9 年度に改定予定であるとともに、現行防火衣は順次耐用年数を経過することから、新たな更新計画を策定し、改定後のガイドラインに準拠した防火衣を貸与することによって、災害現場における職員の安全を確保し、災害対応力および消防職員の安全性の向上を図る必要があります。

さらに、災害活動に従事する職員の生命を守るため、今後も法令改正などの動向を注視し、常に法令に適合した装備の整備・維持に努めていくことが必要です。

目指す方向性

- 職員の安全を最優先に、消防庁が示す基準を踏まえて計画的に更新します。【総務課】
- 法令に適合した安全装備品を常時確保し、災害活動可能な体制を維持します。【総務課】
- 消防職員被服貸与事業を継続的に推進します。【総務課】

具体的な取組み

- 令和 9 年度 消防吏員防火衣等更新整備事業【総務課】
- 消防職員被服貸与物品の適正管理【総務課】

重点施策Ⅱ 救急体制の整備

推進項目 9 救急体制

現況と課題

救急需要は高齢化などの影響により全国的に増加しています。本市においては令和 7 年の出動件数は 3,413 件で、この 10 年で約 54%増加しており、今後においても更なる需要増が見込まれています。

こうした中で、本市の救急体制は、救急隊 3 隊・専任救急隊員 30 名（救急救命士運用 24 名）で運用しておりますが、救急救命士の計画的な養成と隊員の技能向上が重要です。

また、救急現場は、限られた時間と不十分な情報の中で、観察・判断・処置・搬送を同時進行で行う特性を有しており、一定の水準を担保し継続的に救急活動の質を管理する仕組みが不可欠です。

本市においては、令和 6 年度に救急救命士の生涯教育の充実や教育体制の構築など、救急業務全般の質の向上を目的に、指導救命士（経験豊富な救命士が指導的立場となり、職場内で後進の教育・育成、救急活動における検証などを行う制度）を養成しました。

指導救命士及び救急隊員を継続的に養成し、教育指導体制の強化及び平準化により救急活動の質及び救急隊の技能向上を目指します。今後も、より先進的な救急活動や指導方法を習得した指導体制確立を図るために、先進消防機関などへの派遣について検討を進める必要があります。



目指す方向性

- 資格者の拡充を図るため、教育機関へ継続的に研修派遣します。【総務課】
- 救急隊の技能向上を図るため、指導救命士の継続的養成について検討します。【救急課】
- 指導救命士を中心とした教育指導体制を推進します。【救急課】
- 先進的な救急活動や教育指導体制の確立を図るため先進消防機関などへの派遣について検討します。【総務課・救急課】

具体的な取組み

- 救急業務における中長期的な研修派遣計画の策定【総務課】
- 指導救命士を中心とした職場内研修（2 年間で 80 時間）の実施【救急課】
- 令和 8 年度 救急高度シミュレーター（訓練用人形）整備事業【救急課】

重点施策Ⅱ 救急体制の整備

推進項目 10 救急資器材

現況と課題

本市が運用する高規格救急車は、令和5・6年度に救急隊員の身体的負担軽減、女性隊員及び高齢隊員の体力的補完の観点から電動ストレッチャーの導入を行いました。体力的補完のみならず、電動ストレッチャーは傷病者搬送に係る昇降動作を電動で行うことで落下、転倒のリスクを低減することができ、傷病者をより安全に搬送することに繋がっています。更に、これまで救急隊員の職業病とされてきた腰部痛による離職、休職を防止し安定的な組織運営に寄与しています。今後も、救急隊員の身体的負担軽減を図れる資器材などの導入について検討を行うことが必要です。

また、救急需要の増加や緊急度・重症度の高い傷病者への確に対応するためには、現場で高度な救命処置を安全かつ確実に実施する必要がある、除細動器や心電図モニターなどの救急資器材の整備が不可欠です。これらの資器材により、心肺停止傷病者に対する電気ショックや心電図の観察・記録などの処置が可能となり、病院前救護の質の向上に寄与します。

さらに、救急資器材は高機能化・精密化が進んでいることから、性能を十分に発揮させるための定期点検や消耗部品の交換が必要であり、性能を維持し安全性を確保させるため、点検・整備を確実に実施するとともに、耐用年数や故障リスクを踏まえた計画的な更新・整備を進めていく必要があります。

目指す方向性

- 電動ストレッチャーなどの先進資器材の導入を検討します。【警防課、救急課】
- 救急資器材の整備計画を策定し、適切な維持管理や更新整備を推進します。【救急課】

具体的な取組み

- 電動ストレッチャー未搭載車両への導入検討【救急課】
- 次期救急自動車更新整備時の電動ストレッチャー搭載に係る仕様検討【警防課】
- 救急資器材の適正管理（維持管理・更新整備）【救急課】

重点施策Ⅱ 救急体制の整備

推進項目 11 救急需要対策

現況と課題

本市における令和7年の救急出動件数は、3,413件となり、過去最多となりました。さらに、現場到着所要時間（119番通報を受けてから現場到着するまでに要した時間）の平均は約8.02分となっています。

救急出動件数の増加に伴い、搬送先医療機関の選定に要する時間の延伸や、市外医療機関への搬送増など影響が見込まれます。今後も救急出動件数の増加が継続した場合、出動可能な救急車の台数が不足する懸念があります。

このように増大する救急需要に対し、安定的に質の高い救急サービスを提供していくためには、救急業務のDX化をはじめ、効率化・省力化につながる技術などを積極的に導入していくことが必要です。

本市では、令和7年3月から救急業務の効率化を目的として、救急支援システムを導入・運用しており、従来、電話や手書きで行っていた情報伝達の電子化により、収容医療機関の選定時間の短縮および救急業務の効率化に寄与しています。

また、令和7年10月から、市民の救急医療相談として、看護師に電話相談する窓口「救急安心センターさっぽろ（＃7119）」に参画しました。急な病気や怪我の際に「救急車を呼ぶべきか」「今すぐ医療機関を受診すべきか」など判断に迷った場合に、看護師などから電話で助言を受けられる相談窓口です。

市民に安全・安心を提供するとともに、救急需要が増大する中において、救急車や医療機関など地域の限られた資源を有効に活用するため、「救急安心センターさっぽろ（＃7119）」の市民認知度の向上を図る必要があります。

目指す方向性

- 救急業務効率化のため救急支援システムの運用を継続します。【警防課、救急課】
- 増大する救急需要に対して質の高い救急サービスを提供していくため研究・検討を進めます。【警防課、救急課】
- 不急な救急出動の抑制に向けて「救急車の適正利用」や「救急安心センターさっぽろ（＃7119）」、病気や怪我などの予防のための啓発活動を推進します。【島松出張所】

具体的な取組み

- 救急業務のDX化などに係る調査・研究【警防課、救急課】
- 救急車適正利用及び予防救急啓発活動の推進【島松出張所】
- 「救急安心センターさっぽろ（＃7119）」の市民認知度向上に向けた広報活動の推進【島松出張所】

重点施策Ⅱ 救急体制の整備

推進項目 1.2 応急手当・AED 公表制度

現況と課題

令和 2 年に「応急手当推進計画」を策定し、「市民の誰もが応急手当できるまち」を掲げ、救命講習に関する 4 つの体制強化に向けた 11 の項目について取り組んできました。講習会資器材の増強や e-ラーニング（インターネットとパソコンやスマートフォンなどの情報機器を使って学習する形態）の導入により、多様なニーズに対応できる体制の基礎を整備しました。

また、市内小・中学校への救命授業の導入により、若い世代を対象とした「未来のバイスタンダー（救急現場に居合わせた人を指し、心肺蘇生などの応急手当を行う人）」の育成体制を実現しました。今後、応急手当普及啓発活動を一層推進するためには、増加する救命講習の需要に対し、限られた人的・物的資源で的確に対応するとともに、市民がより受講しやすい講習会づくりに努める必要があります。あわせて、応急手当に必要な知識・技術の習得に加え、定期的な再受講の継続を促進していくことが重要です。

AED（心停止時に電気ショックを与え正常なリズムに戻す機器）公表制度については、令和 3 年から令和 7 年にかけて、AED の使い方に関する市民の認知度は 49.1%から 53.0%へと向上し、制度への賛同施設も 150 件から 238 件へと増加するなど、一定の成果がみられます。一方で、更なる制度充実に向けた取組を進めるとともに、賛同施設の増加に伴い、登録されている AED 情報の正確性の確保や、AED の適正管理について継続的に取り組んでいくことが重要となっています。

目指す方向性

- 「誰もが応急手当のできるまち」を目指し、幅広い年齢層に向けて救命講習会を実施します。
【島松出張所、業務推進課】
- 応急手当普及推進のため、講習体制充実及び効率化に努めます。【島松出張所】
- AED が身近に手に届くまちを目指して AED 公表制度の充実に努めます。【島松出張所】
- AED 公表制度の認知度向上を目指します。【島松出張所】

具体的な取組み

- 幅広い世代や職種の市民などを対象に各種救命講習会の開催【島松出張所、業務推進課】
- 救命講習会の受講及び定期的な再受講促進のため広報 PR の促進【島松出張所、業務推進課】
- e-ラーニングを活用した実技講習会の普及推進【島松出張所、業務推進課】
- 応急手当指導員及び普及員の養成【島松出張所、業務推進課】
- 講習会資器材の計画的な更新、必要物品の確保による講習会の安全性と質の維持【島松出張所、業務推進課】
- 応急手当普及推進に係る「実施体制」及び「講習会業務の DX 化」の調査・研究【島松出張所、業務推進課】
- AED 公表制度賛同施設の AED 情報の適切な維持管理の促進【島松出張所】
- AED 公表制度の認知向上及び賛同施設などの充実に向けた広報活動の推進【島松出張所】

重点施策Ⅲ 防火対策の促進

推進項目 1.3 予防体制

現況と課題

「消防力の整備指針」では、予防業務担当係などに予防技術資格者（火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する者）を 1 人以上配置することが求められています。

今後、防火対策を促進するためには、資格者の計画的な養成を進めるとともに、専門的知識や技能の習得を支援し、公正な査察の実施や違反対象物に対する是正指導を強化するため、教育体制の充実が必要です。

また、予防業務は、防火対象物（店舗、事務所、工場など）の台帳管理、届出審査、違反是正など、紙による業務が中心とした業務が多くを占めています。そのため、二重入力の削減、台帳の最新性の確保、届出審査の簡素化につながる ICT（情報通信技術）を活用し、業務の DX 化を推進していく必要があります。

目指す方向性

- 予防業務の技能向上を図るため、予防技術資格者を計画的に養成します。【総務課、予防課、防火推進 1・2 課、島松出張所、南出張所】
- 予防査察業務の技能向上を図るため、教育機関へ継続的に研修派遣します。【総務課】
- 予防業務の技能向上を図るため、職場内研修を推進します。【予防課、防火推進 1・2 課】
- 予防業務における教育指導体制の確立のため先進消防機関などへの派遣について検討します。
【総務課、予防課】
- 市民・事業者の手続きの簡素化、業務効率の向上を図るため ICT（情報通信技術）の利活用に向けた研究・検討を進めます。【予防課】

具体的な取組み

- 予防技術資格者の養成に向けた継続的な予算の確保【総務課】
- 予防業務における中長期的な研修派遣計画の策定【総務課】
- 職場内における実務研修会の実施【予防課、防火推進 1・2 課】
- 予防業務 DX 化に係る調査・研究【予防課】

重点施策Ⅲ 防火対策の促進

推進項目 1 4 立入検査・違反是正

現況と課題

火災が発生した場合に多数の人命危険や社会的に多大な影響を及ぼすおそれがある防火対象物において、火災危険や消防法令違反が長期間放置されていることは市民の生命、身体及び財産を保護し、社会全体の秩序の保持や公共の福祉に資することを目的とする消防法令に反します。

全国の火災事例では、初期対応の不手際や消防設備の維持管理の不備が被害拡大につながった例が多く見られることから、防火管理（消防計画の作成・届出、消火・避難訓練の実施、収容人員の把握・消防設備の維持管理など）を徹底することは、人命を守る上で極めて重要です。

消防の任務を果たすため、立入検査を適時かつ適切に実施するとともに、関係者が法令を遵守し火災危険の軽減を図るよう、継続的な防火管理を指導していく必要があります。

ガソリンや灯油などの危険物は、事業所などにおいて幅広く使用されているほか、日常生活を営む上でも欠かせないものとなっています。一方で、貯蔵・取扱いを誤ると、大規模な災害に発展するおそれがあります。このため、危険物施設についても立入検査を通じて、安全管理体制や災害発生時の初動体制について指導を行い、安全の確保を図る必要があります。

目指す方向性

- 防火対象物における消防法令違反を未然に防ぎ、火災による被害軽減を目指します。【予防課、防火推進 1・2 課、島松出張所、南出張所】
- 市民が安心して建物を利用するために、計画的に立入検査を実施し、消防法令違反の防止と違反是正指導を行います。【予防課】

具体的な取組み

- 乙種防火管理講習の定期開催【防火推進 1・2 課】
- 更なる適切かつ公正な防火管理の指導、措置命令（消防法第 5 条の 3）に向けたマニュアル策定【防火推進 1・2 課】
- 危険物施設違反是正規程の策定【予防課】

重点施策Ⅲ 防火対策の促進

推進項目 1 5 火災原因調査

現況と課題

火災原因調査は、類似した火災の発生を予防するために実施する消防の責務の一つであり、市民の安全で安心な暮らしに直結する極めて重要な業務です。

本市では、令和 7 年度から火災調査業務を火災の消火活動と同時に着手することを目的として、消防署に調査体制を拡大し、調査を実施しています。

火災原因調査には、現場状況の適切な観察・記録、関係者からの聴取、焼損状況の分析、関係資料の整理など、幅広い実務能力が求められます。さらに、電気・化学・機械などの知識を踏まえた科学的かつ専門的な判断力に加え、写真・図面・記録の作成やデータ整理などの情報処理能力も必要となります。こうした能力を組織として安定的に確保するため、予防行政を効果的に推進する観点からも、教育体制の充実・強化を図り、火災原因調査員を計画的に養成することが重要です。

また、火災原因調査には、さまざまな専門的な道具（防水・防塵用カメラ、ガス採取器、ガス検知管など）があり、精密な火災の原因究明に必要不可欠であるため、適切に維持管理・更新整備することが必要です。

さらに、原因究明の精度向上と調査の高度化を図るため、製品評価技術基盤機構(NITE)が有する製品事故などに関する専門的知見を活用するとともに、必要に応じて鑑識用資機材や分析手法を取り入れ、調査技術の向上を進めます。これにより、火災原因究明体制を一層充実させ、得られた知見を予防広報や指導、関係機関・事業者との連携に反映させることで、地域全体の火災予防力の向上を図る必要があります。

目指す方向性

- 火災原因調査業務の技能向上を図るため、教育機関へ継続的に研修派遣します。【総務課】
- 計画的な火災原因調査資器材の更新整備を行い、適正管理します。【予防課・防火推進 1・2 課】
- 外部専門機関と連携して火災原因調査技術の向上を図ります。【予防課、防火推進 1・2 課、島松出張所、南出張所】
- 火災原因究明で得られた知見を予防広報や指導、関係機関・事業者との連携を推進します。【予防課】

具体的な取組み

- 火災原因調査における中長期的な研修派遣計画の策定【総務課】
- 製品評価技術基盤機構（NITE）や科学捜査研究所と合同で火災原因調査を実施【予防課】
- 令和 8 年度 火災原因調査資器材整備事業【防火推進 1・2 課】
- 類似火災の防止に向けた広報活動の推進【予防課】

重点施策Ⅲ 防火対策の促進

推進項目 1 6 防火広報・啓発活動

現況と課題

全国における各年の出火件数は、長期的には減少傾向で推移しているものの、近年はおおむね横ばいとなっています。また、住宅火災による死傷者のうち、65 歳以上の高齢者が占める割合は 7 割を超えており、今後、高齢化の進行に伴い被害の増加が懸念されます。

主な出火原因としては、たばこ、ストーブ、こんろなどが挙げられますが、近年は電気器具類を原因とする火災が増加傾向にあり、就寝中の火災や逃げ遅れによる死者が多いことも課題です。

住宅防火対策においては、火災の発生を未然に防ぐ「出火防止対策」、火災を早期に発見する「早期覚知対策」、火災の拡大を防ぎ初期消火を行う「延焼拡大防止・初期消火対策」、そして「避難対策」を総合的に推進することが重要です。このため、市民の防火意識の向上と自主的な住宅防火の促進に向けて、火災予防に加え、避難や初期消火に関する知識と行動について、効果的な広報活動に取り組む必要があります。

また、本市では昭和 54 年に恵庭市幼少年婦人防火協議会を発足させ、地域の防火意識の向上を図っていますが、近年では少子高齢化の影響や住民意識の変化などの影響により、会員数が減少傾向にあります。幼少期から防火・防災に関する知識を育み、将来の地域防災の担い手を育成するとともに、家庭や地域に防火思想を普及させるためにも会員確保の取組み強化が必要です。

さらに、リチウムイオン電池をはじめとする新技術製品の普及に伴い、これらに起因する火災が増加傾向にあります。市民に対し、当該製品の適切な取扱方法や廃棄方法に関する情報提供を強化するとともに、関係機関と連携した予防対策を推進する必要があります。

目指す方向性

- 住宅用火災警報器の設置率向上及び交換促進、感震ブレーカーの普及、新技術製品に起因する火災の未然防止に向けた注意喚起や情報提供など、広報・啓発活動を推進します。【予防課】
- 出前講座や防火講話などの広報活動を推進し、防火意識の向上を図ります。【予防課、防火推進 1・2 課、島松出張所、南出張所】
- 消防訓練用資器材を用いて消火器の取扱い技術の向上及び防火思想の普及を図ります。【防火推進 1・2 課、島松出張所、南出張所】
- 幼少年婦人防火協議会員数の拡大を図ります。【予防課】

具体的な取組み

- 各種広報媒体を活用した住宅用火災警報器の設置率向上及び交換促進、新技術製品に起因する火災予防対策などの広報活動の推進【予防課】
- 出前講座や防火講話の開催促進【予防課、防火推進 1・2 課、島松出張所、南出張所】
- AR 災害疑似体験アプリ消火器型コントローラーを活用した防火思想の促進【防火推進 1・2 課、島松出張所、南出張所】
- 令和 8 年度 消防訓練資器材（訓練用消火器、煙体験 TENT）整備事業【予防課】
- 幼少年婦人防火協議会員募集・活動報告などの広報活動の推進【予防課】

4. 重点施策の指標一覧

重点施策Ⅰ 消防体制の整備

No.	成果指標	計画策定時 (令和 7 年度)	目標値	令和 9 年度現状値 (見込み含む)
1	育児休業取得率（男性職員） 2 週間以上の育児休業取得率85%	100%	85% (令和 8 ～ 9 年度)	
2	育児休業取得率（女性職員） 出生後 8 週間の育児休業取得率100%	---	100% (令和 8 ～ 9 年度)	
3	男性職員の子ども出生時の休暇取得率（5 日以上の休暇）	50%	100% (令和 8 ～ 9 年度)	
4	小型クレーン・玉掛け技能講習修了者の拡充	35 名	39 名 (令和 9 年度)	
5	消火栓の更新数	消火栓20基	消火栓40基 (令和 8 ～ 9 年度)	

重点施策Ⅱ 救急体制の整備

No.	成果指標	計画策定時 (令和 7 年度)	目標値	令和 9 年度現状値 (見込み含む)
6	心肺停止による救急搬送から 1 か月後に生存している割合	9.3%	9.3%以上 (令和 8 ～ 9 年度)	
7	救命講習受講者（延べ人数）	48,000 人	52,000 人 (令和 9 年度)	
8	e-ラーニング認知度	22%	22%以上 (令和 9 年度)	
9	AED公衆制度認知度	53%	53%以上 (令和 9 年度)	

重点施策Ⅲ 防火対策の促進

No.	成果指標	計画策定時 (令和 7 年度)	目標値	令和 9 年度現状値 (見込み含む)
10	住宅用火災警報器の設置率	77.4%	77.4%以上 (令和 9 年度)	
11	予防技術検定資格者の拡充	16 名	20 名 (令和 9 年度)	

成果指標（令和 8 ～ 9 年度）における達成状況

成果指標	成果指標数	達成数	未達成数	未確定
重点項目の成果指標	11			

第2期恵庭市消防基本計画

令和8年6月

編 集 恵庭市消防本部総務課

住 所 〒061-1431 恵庭市有明町2丁目4番14号

電 話 0123-33-5191（代表）